先住民の社会及び地域社会が遺伝資源に関連する伝統的な知識を保ち、又は有している状況の多様性を認識し、

先住民の社会及び地域社会がこれらの社会の遺伝資源に関連する伝統的な知識を正当に有する者をこれらの社会内において特定する権利を有することに留意し、

さらに、各国において遺伝資源に関連する伝統的な知識が口承、文書その他の形態により特有の状況の下で保たれていること並びにこれらの状況が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関連する豊かな文化遺産を反映するものであることを認識し、

先住民族の権利に関する国際連合宣言に留意し、

この議定書のいかなる規定も先住民の社会及び地域社会の既存の権利を減じ、又は消滅させるものと解してはならないことを確認して、

次のとおり協定した。

第一条　目的

この議定書は、遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分し（遺伝資源及び関連のある技術についての全ての権利を考慮に入れた上での当該遺伝資源の取得の適当な機会及び当該関連のある技術の適当な移転並びに適当な資金供与によって配分することを含む。）、これによって生物の多様性の保全及びその構成要素の持続可能な利用に貢献することを目的とする。

第二条　用語

条約第二条に定義する用語は、この議定書に適用する。さらに、この議定書の適用上、

(a)　「締約国会議」とは、条約の締約国会議をいう。

(b)　「条約」とは、生物の多様性に関する条約をいう。

(c)　「遺伝資源の利用」とは、遺伝資源の遺伝的又は生化学的な構成に関する研究及び開発（条約第二条に定義するバイオテクノロジーを用いるものを含む。）を行うことをいう。

(d)　「バイオテクノロジー」とは、物又は方法を特定の用途のために作り出し、又は改変するため、生物システム、生物又はその派生物を利用する応用技術をいう。

(e)　「派生物」とは、天然に存在する生化学的化合物であって、生物資源又は遺伝資源の遺伝的な発現又は代謝の結果として生ずるもの（遺伝の機能的な単位を有していないものを含む。）をいう。

第三条　適用範囲

この議定書は、条約第十五条の規定の範囲内の遺伝資源及びその利用から生ずる利益について適用する。この議定書は、遺伝資源に関連する伝統的な知識であって条約の範囲内のもの及び当該伝統的な知識の利用から生ずる利益についても適用する。

第四条　国際協定及び国際文書との関係

1　この議定書は、現行の国際協定に基づく締約国の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。ただし、当該締約国の権利の行使及び義務の履行が生物の多様性に重大な損害又は脅威を与える場合は、この限りでない。この1の規定は、この議定書と他の国際文書との間に序列を設けることを意図するものではない。

2　この議定書のいかなる規定も、締約国が他の関連する国際協定（取得の機会及び利益の配分に関する他の専門的な協定を含む。）を作成し、及び実施することを妨げるものではない。ただし、当該国際協定が条約及びこの議定書の目的を助長し、かつ、これらに反しない場合に限る。

3　この議定書は、この議定書に関連する他の国際文書と相互に補完的な方法で実施する。当該国際文書及び関連する国際機関の下での有用なかつ関連する実施中の作業又は慣行に対して、妥当な考慮が払われるべきである。ただし、当該作業又は当該慣行が条約及びこの議定書の目的を助長し、かつ、これらに反しない場合に限る。

4　この議定書は、条約の取得の機会及び利益の配分に関する規定を実施するための文書である。取得の機会及び利益の配分に関する専門的な国際文書であって、条約及びこの議定書の目的と適合し、かつ、これらに反しないものが適用される場合には、この議定書は、当該国際文書が対象とし、及び適用される特定の遺伝資源に関しては、当該国際文書の当事国については、適用しない。

第五条　公正かつ衡平な利益の配分

1　遺伝資源の利用並びにその後の応用及び商業化から生ずる利益は、条約第十五条3及び7の規定に従い、当該遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限る。）と公正かつ衡平に配分する。その配分は、相互に合意する条件に基づいて行う。

2　締約国は、遺伝資源についての先住民の社会及び地域社会の確立された権利に関する国内法令に従って先住民の社会及び地域社会が保有する遺伝資源の利用から生ずる利益が、相互に合意する条件に基づいて、当該先住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分されることを確保することを目指して、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

3　締約国は、1の規定を実施するため、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

4　利益には、金銭的及び非金銭的な利益（附属書に掲げるものを含むが、これらに限らない。）を含めることができる。

5　締約国は、遺伝資源に関連する伝統的な知識の利用から生ずる利益が当該伝統的な知識を有する先住民の社会及び地域社会と公正かつ衡平に配分されるよう、適宜、立法上、行政上又は政策上の措置をとる。その配分は、相互に合意する条件に基づいて行う。

第六条　遺伝資源の取得の機会

1　遺伝資源の利用のための取得の機会が与えられるためには、当該遺伝資源を提供する締約国（当該遺伝資源の原産国であるもの又は条約の規定に従って当該遺伝資源を獲得した締約国であるものに限る。）が、天然資源に対する主権的権利の行使として、かつ、取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則に従い、情報に基づいて事前に同意することを必要とする。ただし、当該締約国が別段の決定を行う場合を除く。

2　締約国は、先住民の社会及び地域社会が遺伝資源の取得の機会を与える確立された権利を有する場合における当該遺伝資源の取得の機会について、当該先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は当該先住民の社会及び地域社会の承認及び関与が得られることを確保することを目指して、適宜、国内法令に従って措置をとる。

3　情報に基づく事前の同意を得ることを要求する締約国は、1の規定に従い、次のことを行うため、適宜、必要な立法上、行政上又は政策上の措置をとる。

(a)　取得の機会及び利益の配分に関する国内の法令又は規則の法的な確実性、明確性及び透明性を確保すること。

(b)　遺伝資源の取得の機会に関する公正な、かつ、恣意的でない規則及び手続を定めること。

(c)　情報に基づく事前の同意を申請する方法に関する情報を提供すること。

(d)　自国の権限のある当局が費用対効果の大きい方法で、かつ、合理的な期間内に、明確な、かつ、透明性のある決定であって書面によるものを行うことについて定めること。

(e)　情報に基づく事前の同意を与えるとの決定及び相互に合意する条件の設定を証明するものとして取得の機会の提供の際に許可証又はこれに相当するものを発給することについて定め、並びに取得の機会及び利益の配分に関する情報交換センターに通報すること。

(f)　該当する場合には、遺伝資源の取得の機会について先住民の社会及び地域社会の情報に基づく事前の同意又は先住民の社会及び地域社会の承認及び関与を得るための基準又は手続を国内法令に従って定めること。

(g)　相互に合意する条件を要求し、及び設定するための明確な規則及び手続を確立すること。当該条件は、書面により明示されなければならず、及び特に次の事項を含むことができる。

(i)　紛争解決条項

(ii)　利益の配分に関する条件（知的財産権に関するものを含む。）

(iii)　第三者によるその後の利用がある場合には、当該利用に関する条件

(iv)　該当する場合には、目的の変更に関する条件